

女性医師支援の 取組みについて

島根県医師会

R6/11/4

特別休暇として

- 産前・産後休暇: 産前6週間、産後8週間
- 育児休業: 子が3歳に達する日まで
- 育児時間休暇(哺育、授乳、保育園送迎等のための休暇): 生後1年に達しない子を育てる職員
- 子の看護休暇: 子が小学校に入学するまでの間において1年で5日以内・中学校就学前の子を養育する職員がその子を看護する必要がある場合
- 産前・産後の保健指導又は健康診査: 妊娠中又は出産後1年以内の女子職員

勤務体系として

- 育児短時間勤務制度(時間短縮、週3日勤務など):子が小学校就学まで
 - 早出・遅出勤務:小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員
 - 時間外勤務、夜間勤務(宿日直、緊急呼出し)免除制度:妊娠中から子が1歳まで・出産後から子が満1歳の誕生日を迎える月まで・子が3歳になるまで・概ね10歳未満の子どもを養育している医師で申請制
 - 宿日直・深夜勤務の回数制限:子が6歳の誕生日を迎える月までは月1回
 - 1歳以降も育児等の事情により、宿日直の負担軽減可(応相談)
 - 宅直の導入
- ◆家庭の状況に応じ、勤務時間や部分休業など個別に柔軟かつ細やかな対応が行われている

その他

- 院内保育所設置(24時間365日体制、夜間利用・スポット利用可能)、病児保育施設の併設、院内で授乳等が可能な育児サポートルームを設置
- 託児事業(ファミサポ事業)の導入
- 女性医師専用の当直室を整備
- 研修費用の補助、キャリアアップ支援事業(自身の休暇を利用した研修に対して旅費・参加費を助成)、学術奨励金制度、医師研究資金貸付制度、医師学会等研修研究制度
- 育児のために急遽休暇の取得が必要となった場合に、残りの医師がフォローする体制がある
- 女性医師に限らず、職員のための相談室「スタッフ支援室」を設置し、産休・育児休業中の職員への支援(復帰後の処遇、制度説明、パンフレットの作成・配布、仕事と育児の両立に関する相談、ママ友会の開催、ママ友通信の発行)を行っている

～以下、島根大学医学部附属病院の取組み～

- 院内敷地内に学童保育を設置
- 「えんネット」女性医師支援窓口を設けており、女性医師の復職相談を行っている
- 職員の満足度調査のために育児支援環境についてアンケートを適宜を行い、施設運営に反映している
- 学会・研修会等で利用できる託児支援事業を行っている
- ワークライフバランス支援室と連携し、定期的に院内の会議に参加している
- 島根県医師会とのジョイントによりドクターキャリア形成特別講義(旧 男女共同参画講義)を実施し、医療人の働き方に関するセミナーを開催